

令和3年 第11回教育委員会 会議録

日 時	令和3年10月26日（火） 午前10時00分～午前10時40分
場 所	向日市役所 第10会議室
出席委員	永野教育長、白幡委員、松本委員、流石委員、中野委員
事 務 局	教育部長、副部長兼文化資料館長、教育総務課長、文化財調査事務所長、教育総務課主任
議 題	委員会諸報告
傍 聴 者	なし
教育長	開会宣言
教育長	会議規則の規定により、第10回の会議録の承認について諮る。 (全員異議なし)
教育長	会議録は承認された。 本日はまず、委員会諸報告として、「国際シンポジウム「20世紀の和紙－寿岳文章 人と仕事－」の実施について（報告）」報告願う。
事務局	－ 国際シンポジウム「20世紀の和紙－寿岳文章 人と仕事－」の実施について（報告） － 10月16日（土）に国際シンポジウムを開催した。この事業は、文化庁の助成と本市の文化振興基金を活用して行ったものである。本来であれば、昨年度に海外からも講演者を招いて行う予定であったが、コロナの影響により、開催を1年延期し、また、オンラインでの開催とした。 会場及び参加者数について、オンラインでの参加の定員500名に対して、320名の申込みがあった。また、オンラインでの参加が難しい環境下にある方でも参加できるよう、配信をうけて映像を投映する会場を文化資料館研修室とし、定員40名に対して40名の方が参加された。 内容について、寿岳文章が1930年代に全国をまわって集めた和紙をテーマとして、寿岳文章と親交があったアメリカのダード・ハンターという人物を取り上げたり、また、現在の手漉紙の状況や様々なアート作品などを報告したりと、過去・現在・未来を展望する内容で構成された。 さらに、文化資料館で開催中の関連特別展「寿岳文章 人と仕事展」の内容をバーチャル番組として制作し、休憩時間に放映した。

	参加者からいただいたアンケートには、講演者への感謝の言葉や、このような活動を広げていってほしいというような声があった。 今後、アンケートに基づいて、どのような効果があったかということを検証していきたい。 また、令和3年12月、令和4年1月及び2月にこのシンポジウムの内容を振り返るような講演会を3回行う予定である。 【質疑等】
委員	報告資料に記載の「国際シンポジウムの内容を振り返る講座」というと後ろ向きに聞こえ、また、アンケート調査を報告するというようにも聞こえる。 もう一度別の形で国際シンポジウムの内容を示すということであれば、「振り返る」は違うと思う。また、国際シンポジウムでのことを述べるだけであれば、「講座」とも違うと思う。
事務局	第1回目は12月19日（木）に行う予定である。内容は、もう一度バーチャル展覧会を放映し、当日の講演者のうち1名の方の報告を放映し、その報告を資料館の職員が解説するような形で考えている。 第2回目は第1回目とは別の講演者、第3回目はまた別の方の報告を放映する。 来年度もこの国際シンポジウムに関連する事業を行う予定である。来年度事業につながるような内容を考えないといけないと考えている。
委員	国際シンポジウムと同様の内容であることは問題ないと思うが、今の説明なら、「振り返る」とは違う表現がいい。
委員	配信の申込者320名とは、想定していた人数なのか。
事務局	定員500名とは、Zoomウェビナーのライセンスの定員が500名ということであり、500名の参加者を目指していたわけではない。来場者40名を含めて250名の参加を目標としていた。 講演者や司会者など国際シンポジウムに関わっていただいた方の宣伝もあって、予想を上回る申込者数であった。
委員	この講座はPDCAサイクルを踏まえた上で、次年度の事業につながると思う。国際シンポジウムでの意見を反映した講座にしていくと、今回のシンポジウムでの課題が見えてくる。

事務局	P D C Aサイクルを十分に考えて工夫をしていきたい。
委員	文化資料館への来場定員が40名で、実際に40名の方が参加されたということであるが、定員に達して参加できなかった方はいたのか。
事務局	少なくとも申込みが殺到して、すぐに定員を達したという状況ではなかった。 ただし、W e bでの申込みであり、空きがゼロになると自動的に締切りとなるシステムであった。参加できなかった方がいた可能性はある。
委員	キャンセル待ちのような項目もなかったのか。
事務局	そのような項目はなかった。資料館会場の参加申込みにおいてもW e b上で行っていた。W e b申込みをする環境にないと申出があった市民の方については、資料館において職員が代行して手続きをした。
教育長	後日、このシンポジウムの映像をネット上で閲覧できるようにするのか。
事務局	映像をアップするのに了承していただいた講演者の報告部分などは、令和4年2月を目処にあげる予定である。 ただし、同時通訳が入った状態で映像をあげるには、同時通訳者の権利があり、追加経費が発生するので難しいと考えている。
委員	せっかくの機会なので、国際シンポジウム原稿やどのような内容を報告したのかが分かる資料など読める形で提供すると、国際シンポジウムの内容が分かると思う。
事務局	講演者は、おおむね事前に参加者に配った講演集の内容を話されており、それをデータとしてあげるのは問題がないと思うので、その方向で考えていきたいと思う。
教育長	次に、「旧上田家住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（案）の制定について」の報告を願う。
事務局	— 旧上田家住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（案）の制定について — 去る9月議会で、旧上田家住宅の設置及び管理に関する条例を提案し、可決されたため、この条例に基づき、同施行規則を制定するものである。

委員	規則の内容について、運営に必要な事項を定めている。 まず、第3条、開館時間を午前9時から午後8時30分までとしており、夜間の利用がない場合は午後5時をもって閉館と規定している。 次に、第4条では、観覧時間を午前9時30分から午後4時30分までとしている。 第5条では、休館日を規定しており、月曜日、毎月1日の資料整理日、年末年始を休館とする。 第11条について、使用期間の制限を定めており、同一の利用者が同一の目的で連続してこの施設を使用できない旨を規定している。例えば、貸しギャラリーを除く主屋等は3日、貸しギャラリーは10日、離れを貸しギャラリーの控室として使用する場合は10日としている。 次に、第13条では、住宅を使用するにあたり、利用者が順守しなければならない事項として、第1号から第8号までに規定している。このうち、飲食及び火気の使用については、別表1に定めている。 第14条では、附属設備を使用する場合の使用料について規定をしており、具体的には別表2に掲げている。 次に、第15条について、条例では使用料の減免規定があるので、その具体的な内容を第1号から第7号に規定している。 本規則については、市長においてこれを定めることとしており、施行については条例と同様、令和3年11月1日から施行する予定である。 また、条例別表の向日市民等の範囲について、旧上田家住宅管理運営要領で定めている。 具体的には、「市内に在住、在勤又は在学する個人が使用するとき」と「法人その他の団体が使用する場合において、市内に在住、在勤又は在学する者が半数以上いるとき」に向日市民等の使用料を適用すると判断基準を定めている。 旧上田家住宅のオープンについては、11月中と報告したが、竣工式は、11月23日に行う予定である。 市民の方への貸出しについては、12月1日からの予定であり、申込みは11月23日午後からと考えている。 また、市民の方には、11月1日の広報で旧上田家住宅の概要等をお知らせする予定である。 【質疑等】 向日市民であると使用料が安くなるということであるが、申請書の提出時に向日市民であるという証明書なども提出するのか。あるいは自己申告なのか。
----	--

事務局	証明書などの提出を求めることは考えていない。申請書に記載された内容で判断をしたいと考えている。
委員	住所を記載しなければいけないので、そこで向日市民であるかが分かる。
事務局	ただし、団体として申請された場合、申請書の住所記入欄には代表の方の住所が記載されることとなる。代表の方が市外の方であったとしても、団体の中に半数以上の市民がいる場合については、市民の方の料金を適用することとなるので、住所記入欄だけでは判断できない。 疑義があれば、証明書などの提出を求める可能性もあるが、現在のところは求めない。
委員	附属設備のワイヤーフックの使用料は1本10円でいいのか。
事務局	ワイヤーフックは消耗品となり、10円で使用いただけるように用意している。 例えば、大きな絵の場合には2本、小さな絵の場合は1本で飾れるようになっており、また、使用すると、曲がったり、反ったりと変形していくので、消耗品として10円と設定している。
委員	冷暖房とは、どのようなものを考えているのか。
事務局	各部屋に冷暖房のエアコンを設置しており、その1時間当たりの使用電力の平均値を出し、使用料を設定した。
委員	夏と冬では、同じものを使っても電気料金が全く違い、冬の方が圧倒的に高い。ここでは、1年の電気料金の平均をとっているのか。
事務局	そのとおりである。
委員	どの部屋を使ったか、または、エアコンを何台使ったかで値段が違うのではないということか。
事務局	そのとおりである。 主屋の4部屋、離れの2部屋、内蔵というように分けて、その部屋の電気料金の平均値を出した。どの部屋の平均値も同じくらいになったので、規則で定めた料金となっている。

委員	利用したい場合、市のホームページから申請書を印刷するのか、あるいは、窓口で申請書を取りに行くのか。 また、ホームページ上で、書類提出と利用の仕方をどのくらい公開するのか。
事務局	ホームページから申請書をダウンロードし、印刷できるようにしたい。 可能であれば、直接来ていただき、実際にどのような会議をされるのか、あるいは、どのような展示をされるのかを説明いただいた上で、その場で利用申請していただく対面方式を考えている。
委員	どのような方が利用されて、どのような目的で利用されるのかは非常に大切である。最近ではリモートが多い中、今の説明を聞いて対面が重要だと思った。
委員	バーチャルで物集女車塚古墳などが見られるようになっているが、旧上田家住宅においても、住宅の中の様子が分かるように映像配信するなどは考えていないのか。 例えば、このギャラリーを借りたい場合、現地に行かなくても、映像配信をしていれば、何となくの雰囲気分かるので、より借りやすいという意見もあると思う。
事務局	動画は撮っていないが、工事を施工した会社からプロのカメラマンに来ていただき、非常にワイドな写真などを撮っていただいた。その画像の公開については、今後考えていきたいと思う。
委員	現地に行かなくても旧上田家住宅を見られると、実際に行ってみようという動機づけになると思う。
委員	平面図や写真があれば、大体は分かると思う。
事務局	平面図に吹き出しを入れてその部屋の写真を何枚か見られるようにすることを考えている。
教育長	どのように利用されるのかは予測できないので、またご意見をいただきたいと思う。 それでは、この規則は市長が制定することになる。
教育長	閉会宣言

令和３年第１１回教育委員会

令和３年１０月２６日（火）

午前１０時００分から

向日市役所 第１０会議室

１ 開 会

２ 会議録の承認について

３ 議 案

委員会諸報告

- ・国際シンポジウム「２０世紀の和紙－寿岳文章 人と仕事－」の実施について（報告）
- ・旧上田家住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（案）の制定について

４ 閉 会

国際シンポジウム「20世紀の和紙 ―寿岳文章 人と仕事―」 の実施について（報告）

令和3年10月26日

文化資料館

以下のとおり、実施しましたので報告します。

1 日時

2021(令和3)年10月16日(土) 午前9時30分～午後0時30分(日本時間)

2 会場及び参加者数

WEB 会議システム上（オンライン配信、日英同時通訳あり） 配信申込者 320 名〈定員 500 名〉
向日市文化資料館研修室（配信映像投映、日本語音声を流す） 来場者 40 名〈定員 40 名〉

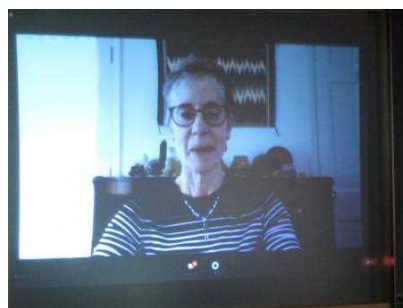
3 内容

英文学者であり和紙研究でも知られた^{じゅがくぶんしょう}寿岳文章(1900－1992)は、向日市の西向日住宅地に1933(昭和8)年に建てた居宅^{こうじつあん}“向日庵”を拠点として、妻静子とともに日本全国の伝統的な手漉紙の^{てすきがみ}産地をめぐり、当時の日本で漉かれていた紙を網羅的に収集した。寿岳が収集した和紙のコレクションとしての価値を中心に据え、国内外の研究者や紙の作家が報告した。寿岳の和紙研究を検証し、また寿岳が求めた手漉き紙復興への道を展望した。

コロナ禍の中、オンラインで開催し、文化資料館で開催中の関連特別展『寿岳文章 人と仕事―向日庵と和紙の旅―』についても、映像番組を制作し、休憩時間に放映した。



ウェルカム・スピーチ（市長）



研究報告「アートにおける手漉紙、その近年の動向」（リン・シュアーズ氏）



報告者による意見交換・まとめ



シンポジウム関連特別展「寿岳文章 人と仕事―向日庵と和紙の旅―」



4 今後について

- ・事業効果の検証を、現在回収中のアンケートを分析して行う予定
- ・今年度事業として、12～2月にシンポジウムの内容を振り返る講座を3回実施予定

旧上田家住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（案）の制定について

令和３年１０月２６日

文化財調査事務所

１ 制定の趣旨

国登録有形文化財旧上田家住宅の保存及び活用を図るため、「旧上田家住宅の設置及び管理に関する条例」に基づき、「同条例施行規則」を制定するもの。

２ 制定内容

開館時間、観覧時間、休館日及び附属設備使用料等について規定する。

３ 施行期日

令和３年１１月１日

<参考>

- ・旧上田家住宅の設置及び管理に関する条例
- ・旧上田家住宅管理運営要領（案）
- ・平面図

規則第 号

旧上田家住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、旧上田家住宅の設置及び管理に関する条例（令和3年条例第〇号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

（開館時間）

第3条 住宅の開館時間は、午前9時から午後8時30分までとする。ただし、夜間において使用者がない場合は、午後5時をもって閉館とする。

2 教育長が特に必要と認めたときは、開館時間を臨時に変更することができる。

（観覧時間）

第4条 住宅の観覧時間は、午前9時30分から午後4時30分までとする。

（休館日）

第5条 住宅の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育長が必要と認めたときは、臨時に休館し、又は開館することができる。

- (1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときを除く。）
- (2) 月曜日が休日に当たるときは、その日の直後の休日でない日
- (3) 資料整理日（毎月1日。ただし、その日が土曜日、日曜日又は月曜日に当たるときは、その日の直後の土曜日、日曜日、月曜日及び休日に当たる日でない日）
- (4) 12月28日から翌年の1月4日まで

（使用者の責務）

第6条 住宅の利用者は、施設内の秩序を尊重し、この規則又は教育長の指示に従わなければならない。

（使用の申込み）

第7条 主屋等を使用する者（以下「申込者」という。）は、使用日の属する月の2月前の月の初日から使用日の7日前までに旧上田家住宅使用申込書（様式第1号）を教育長に提出しなければならない。ただし、教育長が特に必要があると認めるときは、申込みを受け付ける期間を変更することができる。

2 前項の申込書の受付時間は、午前9時30分から午後5時までとする。

(使用許可の順序)

第8条 主屋等の使用の許可は、申込みの順序により行うものとする。

- 2 前項の場合において、2以上の申込みが同時に行われたときは、抽選により決定するものとする。ただし、教育長が特に認めるときは、この限りでない。

(使用の許可)

第9条 教育長は、主屋等の使用を許可するときは、旧上田家住宅使用許可書（様式第2号）を申込者に交付するものとする。

(使用許可の取消し等)

第10条 使用者が、その使用を取り消し、又は許可された事項を変更しようとするときは、旧上田家住宅使用取消・変更許可申請書（様式第3号）を速やかに教育長に提出しなければならない。

- 2 許可された事項の変更は、他の使用者の使用に支障が生じない場合に限り許可するものとする。
- 3 教育長は、第1項の規定による使用の取消又は許可された事項の変更を許可するときは、旧上田家住宅使用取消・変更許可書（様式第4号）を使用者に交付するものとする。

(使用期間の制限)

第11条 住宅においては、多くの市民の利用に供するため、次に掲げるとおり同一の使用者が同一の目的で連続して主屋等を使用することができない。ただし、教育長が特別の必要があると認めるときは、この限りでない。

- | | |
|----------------------------|-----|
| (1) 貸しギャラリーを除く主屋等 | 3日 |
| (2) 貸しギャラリー | 10日 |
| (3) 離れを貸しギャラリーの控室として使用する場合 | 10日 |

(許可書の提示)

第12条 使用者は、主屋等の使用に際し、第9条又は第10条第3項に規定する許可書を提示しなければならない。

(遵守事項)

第13条 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 許可を受けた主屋等の施設以外は使用しないこと。
- (2) 営利を目的として使用しないこと。
- (3) 政治的又は宗教的活動に使用しないこと。
- (4) 別表1に掲げる飲食又は火気の使用が可能な施設以外の場所で飲食し、又は火気を使用しないこと。
- (5) 住宅の施設又は設備を毀損し、又は滅失するおそれがある行為をしないこと。
- (6) 他の使用者による使用若しくは観覧を妨げ、又は他の使用者若しくは見学者に危害を加えるおそれのある行為をしないこと。

(7) 危険物その他他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれがある物品等を携行しないこと。

(8) その他教育長の指示に従うこと。

(附属設備の使用料)

第14条 附属設備を使用しようとする者は、別表2に掲げる額の使用料を前納しなければならない。

2 附属設備の使用料は、別表2に掲げる額に消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される金額に同法に基づく消費税の税率を乗じて得た金額（以下「消費税額」という。）及び消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額（この金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）に相当する額を加えた額とする。

(使用料の減免)

第15条 条例第9条の特別の理由がある場合における使用料の減免は、次に掲げるとおりとする。

(1) 市若しくは教育委員会が主催する事業又は市の機関に準ずる者が使用する場合 使用料の全額に相当する金額

(2) 市又は教育委員会が共催する事業として使用する場合 使用料の全額に相当する金額

(3) 市又は教育委員会が後援する事業として使用する場合 使用料の2分の1に相当する金額

(4) 市内の保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校が保育又は教育活動に使用する場合 使用料の全額に相当する金額

(5) 市外の保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校が保育又は教育活動に使用する場合 使用料の2分の1に相当する金額

(6) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳、「療育手帳制度について」（昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に基づく療育手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳（以下「身体障害者手帳等」という。）を所持する者が使用する場合 使用料の2分の1に相当する金額

(7) その他市長が特に必要があると認める場合 市長が相当と認める金額

2 使用料の減免を受けようとする者は、旧上田家住宅使用料減免申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請により減免を許可したときは、旧上田家住宅使用料減免許可書（様式第6号）を交付するものとする。

(使用料の還付)

第16条 条例第10条ただし書の特別の理由により、使用料を還付する場合は、次に掲げるとおりとし、使用の取消又は変更に係る使用料の全額を還付する。

(1) 条例第7条第3号に該当する場合

(2) 使用日の前7日までに第10条に規定する申請を提出した場合

2 使用料の還付を受けようとする者は、旧上田家住宅使用料還付申請書（様式第7号）に必要な書類を添え、市長に提出しなければならない。

(その他)

第17条 条例及びこの規則に定めるもののほか、住宅の管理について必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、令和3年11月1日から施行する。

2 第7条第1項の規定による使用の申込みその他必要な行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

別表 1 (第 13 条関係)

施 設		飲 食	火 気
主屋 1	座敷(8 畳)、次の間(4 畳)、六畳(6 畳)、茶の間(4.5 畳)、板間	飲食可能	使用禁止
主屋 2	土間、カマド、		カマドのみ使用可能
内蔵	貸ギャラリー(9 畳)	飲食禁止	使用禁止
離れ	奥座敷(6 畳)、四畳半(4.5 畳)	飲食可能	
湯沸室		飲食禁止	附属設備に限り 使用可能
上記以外の施設及び敷地内			使用禁止

備考

- 1 飲食及び火気の使用については、事前に教育長の承認を得ること。
- 2 カマド使用時の薪等の燃料は、使用者において準備し、使用しなかったものは持ち帰ること。
- 3 排出したごみは、使用者が持ち帰ること。

別表 2 (第 14 条関係)

附属設備	単位	使用料
内蔵 貸ギャラリー ワイヤーフック	1 本	1 0 円
離れ 茶の湯セット	1 回	2 0 0 円
離れ 茶の湯電気窯	1 回	2 0 0 円
湯沸室	1 回	2 0 0 円
冷暖房	1 時間	1 0 0 円

備考

- 1 附属設備の使用料は、午前、午後、夜間の利用時間の区分をもって1回とする。
- 2 冷房期間は7月から9月とし、暖房期間は12月から3月までとする。ただし、特別な事情により変更する場合があるものとする。

様式第 1 号（第 7 条関係）

旧上田家住宅使用申込書

年 月 日

(宛先)
向日市教育委員会教育長

住所(所在地)
名称及び代表者名
使用当日の責任者
電話番号

旧上田家住宅を使用したいので、次のとおり申請します。

使用目的 (行事名称)				
使用年月日	年 月 日 (曜日) から		年 月 日 (曜日)	日間
使用時間	午 前 ・ 午 後 ・ 夜 間 ※○をする			
使用人数	市内 人	計 人	飲食の有 無と内容	有 ・ 無
	市外 人			
使用室名	主屋 1 ・ 主屋 2 ・ 内蔵 ・ 離れ ・ その他 ()			
附属設備の 使用の有無 と 名 称 等	有 ・ 無		持込備品等 使用の有無 と 名 称 等	有 ・ 無
その他参考 事 項			参加料等の 徴収の有無 と 金 額	有 ・ 無 円
			販売行為の 有無と内容 金 額 等	有 ・ 無 円
施設使用料	円		合 計 円	
冷暖房費	円			
附属設備 使用料	円			
受 付 日			※太線内のみ記入してください。	

様式第2号（第9条関係）

旧上田家住宅使用許可書

年 月 日 号
様

向日市教育委員会教育長

印

旧上田家住宅の使用を、次のとおり許可します。

使用目的 (行事名称)			
使用年月日	年 月 日 (曜日) から	年 月 日 (曜日)	日間
使用時間	午 前 ・ 午 後 ・ 夜 間 ※○をする		
使用人数	人		
使用室名	主屋1・主屋2・内蔵・離れ・その他 ()		
附属設備			
施設使用料	円	合 計 円	
冷暖房費	円		
附属設備 使用料	円		
使用上の 注 意	1 使用当日は事務室に本許可書を提示し、確認を受けてください。 2 準備と後片付けは使用時間内で行ってください。 3 当日の使用内容が申請時の目的と異なる場合は、使用許可を取り消す ことがあります。 4 その他の事項 () ()		

様式第3号（第10条関係）

旧上田家住宅使用取消・変更許可申請書

年 月 日

（宛先）

向日市教育委員会教育長

住所（所在地）

名称及び代表者名

使用当日の責任者

電話番号

旧上田家住宅の使用許可された事項を（ 取消 ・ 変更 ）したいので、次のとおり申請します。

許可を受けた室名、 使用日時等	主屋1・主屋2・内蔵・離れ・その他（ ）	
	年 月 日（曜日）から 年 月 日（曜日）	日間
	午 前 ・ 午 後 ・ 夜 間 ※○をする	
取消・変更 の別とその 理 由	取 消 ・ 変 更	
変更を希望 する室名、 使用日時等	※主屋1・主屋2・内蔵・離れ・その他（ ）	
	年 月 日（曜日）から 年 月 日（曜日）	日間
	午 前 ・ 午 後 ・ 夜 間 ※○をする	
※使用人数	変更前 人	変更後 人
その他変更 内 容		
※附属設備	変更前	変更後
※使用目的		
合計使用料	変更前 円	変更後 円
受 付 日		1 太線内のみ記入してください。 2 ※印欄は変更があった場合のみ記入してください。

様式第4号（第10条関係）

旧上田家住宅使用取消・変更許可書

年 月 日 号

様

向日市教育委員会教育長

印

旧上田家住宅の使用許可された事項の（取消 ・ 変更 ）について、次のとおり許可します。

取消・変更 前の室名、 日 時 等	主屋1・主屋2・内蔵・離れ・その他（ ）	
	年 月 日（曜日）から 年 月 日（曜日）	日間
	午 前 ・ 午 後 ・ 夜 間 ※○をする	
取消・変更 の 別	取 消 ・ 変 更	
変更後の室 名、使用日 時等	※主屋1・主屋2・内蔵・離れ・その他（ ）	
	年 月 日（曜日）から 年 月 日（曜日）	日間
	午 前 ・ 午 後 ・ 夜 間 ※○をする	
※使用人数	変更前 人	変更後 人
※附属設備	変更前	変更後
※使用目的		
合計使用料	変更前 円	変更後 円
受 付 日	1 ※印欄は変更があった場合のみ記入します。 2 使用上の注意は、当初許可と同じです。	

様式第5号（第15条関係）

旧上田家住宅使用料減免申請書

年 月 日

(宛先)
向日市長

住所(所在地)
名称及び代表者名
使用当日の責任者
電話番号

旧上田家住宅の使用料の減免を次のとおり申請します。

許可を受けた内容	使用目的 (行事名称)			
	施設名	主屋1・主屋2・内蔵・離れ・その他 ()		
	日時等	年 月 日 (曜日) から 年 月 日 (曜日)	日間	
		午 前 ・ 午 後 ・ 夜 間 ※○をする		
減免を受けようとする理由				
その他参考事項				
減免を受けようとする金額		円		
受付日		太線内のみ記入してください。		

様式第 6 号（第 1 5 条関係）

旧上田家住宅使用料減免許可書

年 月 日

号 日

様

向日市長

印

旧上田家住宅の使用料の減免を次のとおり許可します。

許可をした内容	使用目的 (行事名称)			
	施設名	主屋 1 ・ 主屋 2 ・ 内蔵 ・ 離れ ・ その他 ()		
	日時等	年 月 日 (曜日) から	年 月 日 (曜日)	日間
		午 前 ・ 午 後 ・ 夜 間 ※○をする		
減免を許可する理由				
その他参考事項				
減免を許可する金額		円		

様式第 7 号(第 1 6 条関係)

旧上田家住宅使用料還付申請書

年 月 日

(宛先)
向日市長

住所(所在地) _____
名称及び代表者名 _____
使用当日の責任者 _____
電話番号 _____

次のとおり使用料の還付を申請します。

取消許可日	年 月 日		
使用室名等	主屋 1 ・ 主屋 2 ・ 内蔵 ・ 離れ ・ その他 ()		
使 用 日 時	年 月 日 (曜 日) から 年 月 日 (曜 日)		日間
	午 前 ・ 午 後 ・ 夜 間 ※○をする		
還付の理由			
使用料		既納使用料等	還付金額
	納入年月日	年 月 日	円
	使 用 料	円	
備 考			

※旧上田家住宅使用取消・変更許可書(写し)及び領収書(写し)を添付してください。

議案第 6 7 号

旧上田家住宅の設置及び管理に関する条例の制定について

旧上田家住宅の設置及び管理に関する条例を制定する。

よって、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 8 月 2 6 日提出

向日市長 安 田 守

条例第 号

旧上田家住宅の設置及び管理に関する条例

(設置目的)

第1条 国登録有形文化財旧上田家住宅の保存及び活用を図り、市民文化の発展に寄与することを目的として、旧上田家住宅を設置する。

(名称及び位置)

第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 旧上田家住宅

位置 向日市鶏冠井町東井戸64番地の2他

(事業)

第3条 旧上田家住宅（以下「住宅」という。）は、第1条に規定する設置目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 住宅の公開及び維持管理に関すること。
- (2) 歴史及び文化に係る講座、講演会、展示会等の開催に関すること。
- (3) 市民の文化活動の場及び市民相互の交流の場の提供に関すること。
- (4) その他設置目的を達成するために必要な事業

(使用者の範囲)

第4条 別表に規定する施設（以下「主屋等」という。）を使用できる者は、次のとおりとする。

- (1) 第1条に規定する設置目的のために使用する個人及び団体
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が特に認める者

(使用の許可)

第5条 主屋等を使用する者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更するときも同様とする。

2 教育委員会は、前項の許可に、住宅の管理上必要な条件を付けることができる。

(使用の不許可)

第6条 教育委員会は、次のいずれかに該当すると認めるときは、観覧を制

限し、使用を許可しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 住宅の施設、附属設備等を損傷し、又は滅失させるおそれがあるとき。
- (3) 住宅の管理上支障があるとき。
- (4) 集团的又は常習的に、暴力又は不当行為を行う恐れのある組織の利益になると認められるとき。
- (5) 前4号に掲げるもののほか、教育委員会が適当でないと認めるとき。

(使用許可の取消し等)

第7条 教育委員会は、使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次のいずれかに該当するときは、使用を制限し、又は使用の許可を取り消すことができる。この場合において、使用者に生じた損害については、市は賠償の責めを負わない。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又は教育委員会の指示に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により使用の許可を受けたとき。
- (3) 災害その他やむを得ない理由により使用できなくなったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要と認めるとき。

(使用料)

第8条 住宅の使用料は、次のとおりとする。

- (1) 住宅の観覧のための入館は無料とする。
- (2) 住宅内の主屋等を占有して使用する者は、別表に規定する使用料を前納しなければならない。
- (3) 使用料は、別表に掲げる額に消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される金額に同法に基づく消費税の税率を乗じて得た金額（以下「消費税額」という。）及び消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額（この金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）に相当する額を加えた額とする。

(使用料の減免)

第9条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は

免除することができる。

(使用料の還付)

第10条 既納の使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めに帰さない理由その他、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用権譲渡の禁止)

第11条 使用の許可を受けた者は、使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復義務)

第12条 使用者は、使用が終わったとき、又は使用の許可が取り消されたときは、使用した施設、附属設備等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償)

第13条 使用者は、その責めに帰すべき理由により、施設又は附属設備等を破損し、汚損し、又は滅失したときは、市長が相当と認める額を賠償しなければならない。ただし、市長がその者の責めに帰することができないと認めるときは、この限りでない。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、令和3年11月1日から施行する。

別表（第4条、第8条関係）

施設		単位	向日市民等	左以外の者
主屋 1	座敷（8畳）、次の間（4畳）、六畳（6畳）、茶の間（4.5畳）、板間	午前	1，000円	1，300円
		午後	1，000円	1，300円
		夜間	1，000円	1，300円
主屋 2	土間、カマド	午前	500円	650円
		午後	500円	650円
		夜間	500円	650円
内蔵	貸ギャラリー（9畳）	午前	750円	1，000円
		午後	750円	1，000円
		夜間	750円	1，000円
離れ	奥座敷（6畳）、四畳半（4.5畳）	午前	650円	850円
		午後	650円	850円
		夜間	650円	850円
住宅の観覧		無料		
附属設備及び冷暖房費等		別に規則で定める額		

備考

- 1 「午前」とは、午前9時30分から午後0時30分までを、「午後」とは、午後1時30分から午後4時30分までを、「夜間」とは、午後5時00分から午後8時00分までをいう。ただし、連続して利用する場合は、単位間も利用時間に含むことができるものとする。
- 2 利用単位には、準備及び原状回復に要する時間を含む。
- 3 向日市民等とは、市内に在住、在勤又は在学する者及び市内に事務所を有する法人その他の団体いう。

旧上田家住宅管理運営要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は、旧上田家住宅の設置及び管理に関する条例（令和3年条例第○号。以下「条例」という。）及び旧上田家住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（令和3年規則第○号。以下「規則」という。）に基づき、旧上田家住宅（以下「住宅」という。）の管理運営について、必要な事項を定めるものとする。

（使用者の範囲）

第2条 条例第4条第2号の教育委員会が特に認める者は、個人及び法人その他の団体とする。

（向日市民等の範囲）

第3条 条例別表の向日市民等の使用料は、次に掲げる場合に適用するものとする。

- (1) 市内に在住、在勤又は在学する個人が使用するとき。
- (2) 法人その他の団体が使用する場合において、市内に在住、在勤又は在学する者が半数以上いるとき。

附 則

この要領は、令和3年11月1日から施行する。

旧上田家住宅利用計画平面図

